

議員提出議案第 1 1 号

監査請求に関する決議

上記の議案を別紙のとおり会議規則第 1 3 条第 2 項の規定により提出します。

令和 2 年 6 月 2 9 日

芦屋市議会議長 中 島 健 一 様

提出者	自 由 民 主 党 芦 屋 市 議 会 議 員 団	松 木 義 昭
	B E A S H I Y A	青 山 暁
	公 明 党	帰 山 和 也
	会派に属さない議員	寺 前 尊 文

監査請求に関する決議

地方自治法第98条第2項の規定により、次のとおり監査委員に対し監査を求め、その結果の報告を請求するものとする。

記

1 監査を求める事項

「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」(平成29年1月芦屋市策定)に基づく事務執行について

2 監査結果の報告期限

令和2年7月28日

3 理由

令和2年6月16日開催の芦屋市議会本会議における一般質問及びその後の関連する新聞報道によると、昨年8月に10人ほどの職員が連名でパワーハラスメントの調査を市に求めているとのことである。しかし、市は、議場において「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づいた事務執行についての具体的な答弁をしていない。また、その後の市長訓示においては取扱指針には触れず、「事実関係を調査し、パワハラの実事があれば厳正に対処したい」「不利益を被らないよう約束する」と話すにとどまっている。

このことは、「職場におけるハラスメント防止に向けた取扱指針」に基づいて適切な事務執行がなされているのか、そして「職場のハラスメントをしない、させない、許さない、そして見過ごさない」が遂行されているのかと疑念が持たれるところでもある。

ハラスメントは身体的精神的被害も大きくし、その影響は他の業務執行においても多大な影響を及ぼすことから迅速な対応が求められるところである。よって「取扱指針」策定後の事務執行について、適切になされているのか監査を求めるものである。

以上、決議する。